

国民保護法の規定に基づく指定地方公共機関の指定

令和 5 年 11 月 24 日

5 総防管第 1897 号

総務局長決定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定により東京都知事が指定する指定地方公共機関は次のとおりとする。

昭島ガス株式会社 青梅ガス株式会社 大東ガス株式会社 一般社団法人東京都LPガス協会 武陽ガス株式会社 小笠原海運株式会社 伊豆諸島開発株式会社 神新汽船株式会社 東海汽船株式会社 一般社団法人東京バス協会 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 一般社団法人東京都個人タクシー協会 新中央航空株式会社 東邦航空株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社 多摩都市モノレール株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 株式会社ゆりかもめ 伊豆七島海運株式会社 株式会社共勝丸 新島物産株式会社 一般社団法人東京都トラック協会 株式会社InterFM897 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 公益財団法人献血供給事業団 公益社団法人東京都医師会 公益社団法人東京都歯科医師会 公益社団法人東京都獣医師会 公益社団法人東京都薬剤師会 地方独立行政法人東京都立病院機構